

産業廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

設置者名	ユナイテッド計画㈱
施設名称	焼却溶融炉（1号炉）
設置場所	秋田県秋田市向浜一丁目1番42
問合せ先	018-864-0668

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

（産業廃棄物処理施設の維持管理等）

法第十五条の二の三第二項 次の産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であって環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

1 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

設置又は変更の許可申請書、軽微な変更等の届出書、設置の届出書に記載すべき事項	別添のとおり
----------------------------------------	--------

2 廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

（公表すべき維持管理の状況に関する情報）

第十二条の七の二 法第十五条の二の三第二項の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

環境省令の該当する号	施設の種類	公表事項
第一号	焼却施設(ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設を除く。)	以下のとおり

イ 受入・処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

(1号炉)

産業廃棄物の種類	4月 (t)	5月 (t)	6月 (t)	7月 (t)	8月 (t)	9月 (t)	10月 (t)	11月 (t)	12月 (t)	1月 (t)	2月 (t)	3月 (t)
混合廃棄物	786.91	590.35	1123.10	1676.42	1386.56	1625.39	769.21					
汚泥	87.87	86.93	297.30	363.95	247.67	265.43	179.85					
燃え殻	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00					
廃油	49.40	47.80	69.24	111.28	90.17	128.01	55.23					
廃酸	9.28	0.00	0.82	0.96	7.44	5.83	0.05					
廃アルカリ	25.42	15.88	44.71	51.46	10.93	43.80	28.65					
廃プラスチック類	126.31	174.94	352.15	579.13	399.87	347.42	175.51					
動植物性残さ	0.00	0.55	0.28	1.65	0.00	0.09	0.09					
ゴムくず	0.00	0.72	0.40	0.76	3.11	2.22	0.00					
ガラス及び陶磁器くず	0.11	0.00	0.00	0.43	0.89	0.07	0.00					
感染性廃棄物	45.02	33.46	66.27	47.41	30.29	101.43	41.18					
低濃度PCB 廃油	0.00	0.00	0.00	0.00	9.03	1.19	0.00					
低濃度PCB 汚染物及び処理物	6.65	7.46	3.74	0.00	13.6	46.12	50.20					
合計	1136.97	958.09	1959.03	2833.45	2199.56	2567.00	1299.97					

ロ 中間処理後産業廃棄物の処分量

中間処理後 産業廃棄物 の 種 類	4月 (t)	5月 (t)	6月 (t)	7月 (t)	8月 (t)	9月 (t)	10月 (t)	11月 (t)	12月 (t)	1月 (t)	2月 (t)	3月 (t)
燃え殻	211.91	461.50	433.97	641.79	638.23	979.94	490.13					
ばいじん	38.74	72.19	61.72	126.74	55.78	126.12	54.90					

ハ 月末における産業廃棄物ごとの保管量

産業廃棄物 の 種 類	4月 (t)	5月 (t)	6月 (t)	7月 (t)	8月 (t)	9月 (t)	10月 (t)	11月 (t)	12月 (t)	1月 (t)	2月 (t)	3月 (t)
混合廃棄物	388.56	315.37	723.97	315.97	200.52	185.72	234.27					
汚泥	419.43	410.77	234.66	265.00	284.58	275.96	287.54					
廃油	181.30	182.97	122.22	79.64	61.09	105.43	152.54					
廃酸	14.84	14.84	13.95	13.94	15.33	10.35	10.08					
廃アルカリ	39.05	41.53	17.32	10.55	4.67	31.76	43.61					
感染性廃棄物	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00					
低濃度PCB	2.13	3.62	1.35	12.36	1.21	9.72	4.04					
合計	1045.31	969.10	1113.47	697.46	567.40	618.94	732.08					

二 測定に関する事項

(1号炉)

温度の測定に関する事項	測定を行った位置	測定の結果の得られた年月日	測定の結果
燃焼室中の燃焼ガスの温度	二次燃焼室	4月	963℃
		5月	940℃
		6月	975℃
		7月	996℃
		8月	941℃
		9月	948℃
		10月	950℃
		11月	℃
		12月	℃
		1月	℃
		2月	℃
		3月	℃
集じん器に流入する燃焼ガスの温度	バグフィルタ入口	4月	189.3℃
		5月	185.5℃
		6月	189.9℃
		7月	189.7℃
		8月	182.4℃
		9月	190.5℃
		10月	188.5℃
		11月	℃
		12月	℃
		1月	℃
		2月	℃
		3月	℃

(1号炉)

煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度	煙突	4月	7.8ppm
		5月	5.6ppm
		6月	7.8ppm
		7月	13.5ppm
		8月	11.5ppm
		9月	15.9ppm
		10月	6.5ppm
		11月	ppm
		12月	ppm
		1月	ppm
		2月	ppm
		3月	ppm
		ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあつては、焼成炉中の温度	

ホ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日

(1号炉)

項 目	除去を行った年月日
冷却設備にたい積したばいじん	稼働中連続排出
排ガス処理設備にたい積したばいじん	稼働中連続排出

へ 前条第五項の規定によりその例によることとされる第四条の五第一項第二号カの規定による測定（令第七条第十二号に掲げる施設にあっては、前条第五項第二号ロ及びハの規定による測定を含む。）に関する次に掲げる事項

(1号炉)

排ガスの測定に関する事項		測定に係る排ガスを採取した位置	測定に係る排ガスを採取した年月日	測定の結果の得られた年月日	測定の結果
煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度	(年1回以上)	煙突	2024/4/25	2024/5/24	0.16ng-TEQ/m ³ N
		煙突	2024/6/28	2024/7/25	0.28ng-TEQ/m ³ N
		煙突	-	-	-
ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）	(1回目)	煙突	2024/4/25	2024/5/24	ばいじん濃度 0.00098g/m ³ N SOX濃度 1.0ppm NOX濃度 99ppm HCL濃度 6.3ppm
	(2回目)	煙突	2024/6/28	2024/7/19	ばいじん濃度 0.00070g/m ³ N SOX濃度 1.6ppm NOX濃度 74ppm HCL濃度 12ppm

廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設は、上記に加えて次の事項

(1号炉)

排ガス及び排水の測定に関する事項		測定に係る試料を採取した位置	測定に係る試料を採取した年月日	測定の結果の得られた年月日	測定の結果
排気口又は排気筒から排出される排ガス中のポリ塩化ビフェニルの濃度	(1回目)	煙突	2024/4/25	2024/5/24	5.2ng/m ³ N
	(2回目)	煙突			ng/m ³ N
処理に伴い生じた排水を放流する場合にあっては、放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度	(1回目)	放流なし			
	(2回目)				

産業廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

設置者名	ユナイテッド計画㈱
施設名称	焼却炉（2号炉）
設置場所	秋田県秋田市向浜一丁目1番159
問合せ先	018-864-0668

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

（産業廃棄物処理施設の維持管理等）

法第十五条の二の三第二項 次の産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であって環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

1 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

設置又は変更の許可申請書、軽微な変更等の届出書、設置の届出書に記載すべき事項	別添のとおり
----------------------------------------	--------

2 廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

（公表すべき維持管理の状況に関する情報）

第十二条の七の二 法第十五条の二の三第二項の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

環境省令の該当する号	施設の種類	公表事項
第一号	焼却施設(ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設を除く。)	以下のとおり

イ 受入・処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

(2号炉)

産業廃棄物の種類	4月 (t)	5月 (t)	6月 (t)	7月 (t)	8月 (t)	9月 (t)	10月 (t)	11月 (t)	12月 (t)	1月 (t)	2月 (t)	3月 (t)
混合廃棄物	1143.67	1286.36	511.18	1042.70	938.92	0.00	1044.63					
汚泥	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00					
燃え殻	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00					
廃油	29.56	169.56	48.32	72.83	73.63	0.00	63.65					
廃酸	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00					
廃アルカリ	32.59	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00					
廃プラスチック類	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00					
動植物性残さ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00					
ゴムくず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00					
ガラス及び陶磁器くず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00					
感染性廃棄物	71.55	99.16	29.39	77.45	64.79	0.00	58.09					
合計	1277.37	1555.08	588.89	1192.98	1077.34	0.00	1166.37					

ロ 中間処理後産業廃棄物の処分量

中間処理後 産業廃棄物 の 種 類	4月 (t)	5月 (t)	6月 (t)	7月 (t)	8月 (t)	9月 (t)	10月 (t)	11月 (t)	12月 (t)	1月 (t)	2月 (t)	3月 (t)
燃え殻	255.40	358.23	174.26	194.18	234.45	0.00	157.05					
ばいじん	142.22	63.76	32.18	23.91	87.94	0.00	40.50					

ハ 月末における産業廃棄物ごとの保管量

産業廃棄物 の 種 類	4月 (t)	5月 (t)	6月 (t)	7月 (t)	8月 (t)	9月 (t)	10月 (t)	11月 (t)	12月 (t)	1月 (t)	2月 (t)	3月 (t)
混合廃棄物	136.70	268.41	319.70	152.62	51.26	5.55	4.35					
汚泥	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00					
廃油	44.68	38.45	23.66	18.79	23.14	24.38	39.28					
廃酸	2.25	2.10	2.84	2.51	2.21	2.13	2.73					
廃アルカリ	12.09	12.09	12.09	11.87	11.75	11.64	11.04					
感染性廃棄物	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00					
合計	195.72	321.20	357.70	45.53	88.40	43.70	57.40					

二 測定に関する事項

(2号炉)

温度の測定に関する事項	測定を行った位置	測定の結果の得られた年月日	測定の結果
燃焼室中の燃焼ガスの温度	再燃焼室	4月	884℃
		5月	892℃
		6月	894℃
		7月	886℃
		8月	879℃
		9月	- ℃
		10月	895℃
		11月	℃
		12月	℃
		1月	℃
		2月	℃
		3月	℃
集じん器に流入する燃焼ガスの温度	バグフィルタ入口	4月	188℃
		5月	189℃
		6月	190℃
		7月	190℃
		8月	191℃
		9月	- ℃
		10月	190℃
		11月	℃
		12月	℃
		1月	℃
		2月	℃
		3月	℃

(2号炉)

煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度	煙突	4月	16ppm
		5月	16ppm
		6月	13ppm
		7月	16ppm
		8月	19ppm
		9月	- ppm
		10月	20ppm
		11月	ppm
		12月	ppm
		1月	ppm
		2月	ppm
		3月	ppm
		ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあつては、焼成炉中の温度	

ホ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日

(2号炉)

項 目	除去を行った年月日
冷却設備にたい積したばいじん	稼働中連続排出
排ガス処理設備にたい積したばいじん	稼働中連続排出

へ 前条第五項の規定によりその例によることとされる第四条の五第一項第二号カの規定による測定（令第七条第十二号に掲げる施設
 にあつては、前条第五項第二号ロ及びハの規定による測定を含む。）に関する次に掲げる事項

(2号炉)

排ガスの測定に関する事項		測定に係る排ガスを採取した位置	測定に係る排ガスを採取した年月日	測定の結果の得られた年月日	測定の結果
煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度	(年1回以上)	煙突	2024/4/16	2024/5/15	0.061ng-TEQ/m ³ N
		煙突	-	-	
		煙突	-	-	
ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）	(1回目)	煙突	2024/4/16	2024/5/15	ばいじん濃度 0.00081g/m ³ N SOX濃度 1.4ppm NOX濃度 84ppm HCL濃度 13ppm
	(2回目)	煙突	-	-	ばいじん濃度 g/m ³ N SOX濃度 ppm NOX濃度 ppm HCL濃度 Ppm